４　法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

５　法第二十七条第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

６　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第二十七条第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

７　法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

８　前各項に定めるもののほか、法第二十七条第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第六条　防衛特別法人税に関する政令第十八条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

２　法第三十九条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十九条第六項の請求をする同項の適用法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名

三　法第三十九条第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四　その他参考となるべき事項

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第七条　法第四十条第一項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項の規定の例により、行わなければならない。

２　法第四十条第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項の規定の例により、行わなければならない。

（防衛特別法人税に係る省令の適用の特例）

第八条　法第四章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる財務省令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十二条第一項ただし書	地方法人税	地方法人税、防衛特別法人税
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一項	第九十条の六の三第四項	第九十条の六の三第四項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第四十二条第二項
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項	）及び	）、
	）に係る	）及び防衛特別法人税に係る
	申告及び	申告、
	申告を	申告及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第二十七条第一項に規定する防衛特別法人税の申告を

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度（法第二十七条第二項に規定する特定法人でなかった当該内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除く。）開始の日において法第二十七条第二項に規定する特定法人であるものは、同日以後一月以内に第五条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行わなければならない。